

## 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いている。

児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑、困難なケースも増加している。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて、児童虐待防止対策強化プロジェクトを策定したところであるが、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期の児童福祉法等の改正が待たれるところである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について速やかに実施するよう強く要請する。

### 記

1. 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実現するため、子育て世代包括支援センターを法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への支援事業を強化すること。
2. 児童相談所全国共通ダイヤル189のさらなる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
3. 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等を初め、職員配置の充実や弁護士を活用等を図ること。
4. 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を強化すること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月22日

大 阪 府 茨 木 市 議 会